



県章

# 山形県公報

平成27年10月30日（金）  
第2693号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（健康長寿推進課） ……1350

### 訓 令

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………（学事文書課） ……1355

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（みどり自然課） …… 同
- 昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ） ……1357
- 昭和47年10月県告示第1598号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ） …… 同
- 昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ） ……1358
- 昭和60年10月県告示第1300号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（ 同 ） …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課） ……1359
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ） …… 同
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課） …… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（林業振興課） ……1362
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（ 同 ） …… 同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（ 同 ） ……1363
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課） …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………1364
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………1365
- 資金管理団体の指定……………1367
- 資金管理団体の届出事項の異動…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（会 計 局） ……1368
- 同 ……（ 同 ） ……1369
- 同 ……（加茂水産高等学校） ……1371

### 正 誤

## 規 則

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第61号

#### 山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県健康増進法の施行に関する規則（平成17年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(1)及び別記様式第2号(2)を次のように改める。

様式第2号(1)

給食施設栄養管理状況報告書

(病院・診療所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、老人福祉施設及び社会福祉施設用)

年 月 日

山形県知事 殿

施設の名称  
所在地  
管理者氏名  
(電話番号 )

給食施設の現況及び栄養管理状況を次のとおり報告します。

設置者の氏名又は名称及び代表者氏名											
設置者の住所又は主たる事務所の所在地											
給食施設の種類	病院・診療所{(一般 療養 結核 精神 感染症)・許可病床数 ( 床、 床 計 床)} 介護療養型医療施設 (入所定員数 人) 介護老人保健施設 (入所定員数 人) 老人福祉施設 (入所定員数 人) 社会福祉施設 (入所定員数 人)										
運 営 形 態	直営 完全委託 部分委託 (業務内容 )										
	委託先	名称及び代表者氏名									
		住所又は主たる事務所の所在地									
従 事 者	区 分	人数		常勤者氏名	非常勤者氏名						
		うち常勤者の人数									
	管理栄養士	施設職員		人	人						
		委託先職員		人	人						
	栄 養 士	施設職員		人	人						
		委託先職員		人	人						
	調 理 師		人	人							
	調理師以外の調理従事者		人								
そ の 他		人									
給食部門管理者の所属、職及び氏名	所属 職 氏名	健康増進法第21条第1項の規定による指定の有無			有・無	指定番号 号 指定年月日 年 月 日					
栄養給食管理の目標・方針	有・無	生活の質の向上 疾病の改善 健康の保持増進 栄養素の適切な摂取 安全安心な食事の提供 食育の推進 その他 ( )									
非常時危機管理対策	マニュアル	食中毒発生時におけるマニュアルの整備 (有・無) 災害時における食事提供マニュアルの整備 (有・無)									
	備 蓄	備蓄食品 ( 有・無 )		備蓄量 ( ) 人分を ( ) 日分							
食事の種類及び給食数	一般食			特別食又は療養食		小計	その他			小計	合計
	常食	軟食	流動食	加算	非加算		ケア サービス等	職員食	その他 ( )		
朝食 (食)											
昼食 (食)											
夕食 (食)											
その他 (食)											
1日合計 (食)											
作成者の職及び氏名				1人1日当たり給食材料費				円			

管理栄養士等が参画し チーム医療を行っている 領域	栄養サポート <sup>じょくそう</sup> 褥傷対策 院内感染対策 呼吸ケア 摂食・嚥下対策 透析予防 緩和ケア その他（ ）				
栄養管理等に関する 連携体制	有・無	連携先	医療機関 福祉施設 市町村 その他（ ）		
		内 容	入院（入所）前の情報入手 退院（退所）時の情報提供 その他（ ）		
栄養ケアマネジメント 加算	有・無				
約 束 食 事 せ ん	有・無	最終改正日 年 月 日			

基本となる食事の種類（食）の給与栄養目標量等の状況

	エネルギー (キロカロリー)	たんぱく質 (グラム)	脂質 (グラム)	炭水化物 (グラム)	食塩相当量 (グラム)	脂肪エネル ギー比率(%) c×9/a×100	炭水化物エネ ルギー比率(%) d×4/a×100
給与栄養目標量(最終改正 年 月 日)							
給 与 栄 養 量	a	b	c	d	e		

栄養指導の状況

健康及び栄養に関する情報の提供

内 容	個別指導		集 団 指 導		内 容
	件数 (件)	回数 (回)	延べ人数(人)		
胃 腸 病					献立の掲示 (有・無)
肝 臓 病					献立の栄養成分表示 (有・無)
糖 尿 病					表示 内容 ・エネルギー ・たんぱく質 ・脂質 ・炭水化物 ・食塩相当量 ・その他 ( )
腎 臓 病					
高 血 圧 症					レシピの提供 (有・無)
脂 質 異 常 症					ポスターの掲示 (有・無)
心 臓 病					卓上メモの掲示 (有・無)
肥 満 症					リーフレット等の配布 (有・無)
妊 産 婦					その他 ( )
乳 幼 児					
合 計					

栄養管理等で効果を上げている事例

施設における栄養給食管理上の課題等

様式第2号(2)

給食施設栄養管理状況報告書

(病院・診療所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、老人福祉施設及び社会福祉施設以外の給食施設用)

年 月 日

山形県知事 殿

施設の名称

所在地

管理者氏名

(電話番号 )

給食施設の現況及び栄養管理状況を次のとおり報告します。

設置者の氏名又は名称及び代表者氏名											
設置者の住所又は主たる事務所の所在地											
給食施設の種類	学校 児童福祉施設 事業所(従業員数 人) 寄宿舍 矯正施設 自衛隊 一般給食センター その他										
運 営 形 態	直営 完全委託 部分委託(業務内容 )										
	委託先	名称及び代表者氏名									
		住所又は主たる事務所の所在地									
従 事 者	区 分	人数		常勤者氏名			非常勤者氏名				
		うち常勤者 人 数									
	管理栄養士	施設職員		人	人						
		委託先職員		人	人						
	栄 養 士	施設職員		人	人						
		委託先職員		人	人						
	調 理 師		人	人							
	調理師以外の調理従事者		人								
そ の 他		人									
給食部門管理者の所属、職及び氏名	所属 職 氏名	健康増進法第21条第1項の規定による指定の有無			有・無	指定番号 号 指定年月日 年 月 日					
栄養給食管理の目標・方針	有・無	生活の質の向上 疾病の改善 健康の保持増進 栄養素の適切な摂取 安全安心な食事の提供 食育の推進 その他( )									
非常時危機管理 対 策	マニュアル	食中毒発生時におけるマニュアルの整備(有・無) 災害時における食事提供マニュアルの整備(有・無)									
	備 蓄	備蓄食品(有・無) 備蓄量( )人分を( )回分									
給食定員数	人	給食形態		・単一献立 ・選択メニュー(頻度 ) ・カフェテリア(頻度 ) ・その他( )							
食事の種類及び 給 食 数	給 食 提 供 区 分										
	3歳未満	3歳以上	児童・生徒	成人	その他 ( )	小計	職員 (事業所以外)	その他 ( )	小計	合計	
	朝食(食)										
	昼食(食)										
	夕食(食)										
	その他(食)										
1日合計(食)											
作成者の職及び氏名				1人1日当たり給食材料費				円			

身体 の 状 況 及 び 生 活 習 慣 の 把 握	肥満	利用者 ( )人中 ( )人 ( )%	算出の根拠 ・BMI ・幼児身長体重曲線 ・学校保健統計調査方式 ・その他 ( )					
	やせ	利用者 ( )人中 ( )人 ( )%	算出の根拠 ・BMI ・幼児身長体重曲線 ・学校保健統計調査方式 ・その他 ( )					
	その他	アレルギー 食事内容 間食 飲酒 喫煙 運動 その他 ( )						
栄養指導の状況			健康及び栄養に関する情報の提供					
内 容	個別指導	集 団 指 導			内 容			
	件数 (件)	回数 (回)	延べ人数(人)					
					献立の掲示 (有・無)			
					献立の配布 (有・無)			
					献立の栄養成分表示 (有・無)			
					表示 内容	エネルギー 食塩相当量	たんぱく質 脂質 炭水化物 その他 ( )	
					レシピの提供 (有・無)			
					ポスターの掲示 (有・無)			
					卓上メモの掲示 (有・無)			
					リーフレット等の配布 (有・無)			
合 計					その他 ( )			
基本となる食事の種類 ( ) 食) の給与栄養目標量等の状況								
		エネルギー (キロカロリー)	たんぱく質 (グラム)	脂質 (グラム)	炭水化物 (グラム)	食塩相当量 (グラム)	脂肪エネルギー 比率(%) $c \times 9 / a \times 100$	炭水化物エネ ルギー比率(%) $d \times 4 / a \times 100$
給与栄養目標量(最終改正 年 月 日)								
給 与 栄 養 量		a	b	c	d	e		
食品構成				栄養管理等で効果を上げている事例				
食品群別	区分	1人1日当たり (グラム)						
		施設内目標値	純摂取量	食塩相当量				
魚 介 類					施設における栄養給食管理上の課題等			
肉 類								
牛 乳 ・ 乳 製 品 類								
卵 類								
緑 黄 色 野 菜								
そ の 他 の 野 菜								
き の こ 類								
海 藻 類								
い も 及 び で ん ぷ ん 類								
果 実 類								
穀 類								
豆 類								
油 脂 類								
種 実 類								
砂 糖 及 び 甘 味 類								
菓 子 類								
し 好 飲 料 類								
調味料及び香辛料類	みそ							
	その他							
計								

別記様式第3号中

1 学校	2 病院	3 診療所	4 介護療養型医療施設
5 介護老人保健施設	6 介護老人福祉施設		
7 老人福祉施設	8 児童福祉施設	9 社会福祉施設	
10 事業所	11 寄宿舍	12 矯正施設	13 自衛隊
14 一般給食センター	15 その他（		）

を

1 学校	2 病院	3 診療所	4 介護療養型医療施設
5 介護老人保健施設	6 老人福祉施設		
7 児童福祉施設	8 社会福祉施設		
9 事業所	10 寄宿舍	11 矯正施設	12 自衛隊
13 一般給食センター	14 その他（		）

に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**訓 令**

**山形県訓令第15号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県文書管理規程の一部を改正する訓令**

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の4」を「第47条の5」に改める。

第2章第5節中第47条の4を第47条の5とし、第47条の3を第47条の4とし、第47条の2を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

（歴史的又は文化的な資料としての価値を有する文書の管理）

第47条の2 文書主管課長は、前条第1項（保存年限を経過した文書で第41条ただし書の規定により主務課において保存をしているものに限る。）並びに同条第2項及び第3項（これらの規定を第48条において準用する場合を含む。）の規定により廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認めるものについて、前条第1項並びに同条第2項及び第3項（これらの規定を第48条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に定める方法によりこれを管理するものとする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第916号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 千歳山鳥獣保護区（山形市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

千歳山鳥獣保護区は、山形市の市街地に隣接しており、古くより阿古耶姫の伝説「阿古耶の松」の千歳山として広く親しまれるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。地域内では、身近な鳥獣に加え、ニホンカモシカも目撃されるなど、自然とのふれあいの場として重要な地域である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

2 (1) 名称 出羽三森鳥獣保護区（天童市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

出羽三森鳥獣保護区は、舞鶴山、八幡山及び越王山からなり、天童市の市街地に隣接し、神社・史跡等が存在する多くの市民が訪れるエリアで、地元小学校の自然観察学習の場としても利用されており、身近な鳥類等とのふれあいの場として重要な地域である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

3 (1) 名称 大井沢鳥獣保護区（西村山郡西川町）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大井沢鳥獣保護区は、寒河江川右岸の金池山の西側に位置する急峻な地形をもつ地域で、尾根付近はブナ・チシマザサの群落のほか、キタゴヨウヤクロベ等が混在し、中・低標高地はブナ・ミズナラ群落及びスギ植林地、川沿いはヤナギ高木群落と非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類やイヌワシをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

4 (1) 名称 大蔵鳥獣保護区（最上郡大蔵村）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大蔵鳥獣保護区は、銅山川と祓川の間位置する1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、多くの沢が入り込み、変化に富んだ地形である。植生は大半がブナ・チシマザサ群落、ブナ・ミズナラ群落で、一部キタゴヨウ・クロベ群落やヒメヤシブシタニウツギ群落の見られる天然広葉樹林となっている。クマタカ等猛禽類の生息が確認されているほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な



鳥獣にとって良好な生息環境である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

- 5 (1) 名 称 東根鳥獣保護区（西置賜郡白鷹町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的  
東根鳥獣保護区は、白鷹町の南東部に位置し南陽市と長井市に隣接しており、最上川と鷹戸屋山に挟まれた区域である。植生はスギ人工林を主体とする針葉樹林が多く、コナラ等の広葉樹林のほか、池沼、田畑等も混在し、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣の良好な生息地となっている。
- 狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 6 (1) 名 称 田麦俣鳥獣保護区（鶴岡市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的  
田麦俣鳥獣保護区は、梵字川流域に位置し、大部分が磐梯朝日国立公園（出羽三山朝日地域）に含まれ、溪谷が複雑に入り込んだ急峻な地形が続いている。ブナ・チシマザサ群落やヒメヤシヤブ・シータニウツギ群落等の自然植生が中心であるが、一部地域には、伐跡群落やブナ・ミズナラ群落やスギ植林地等も拡がり、非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、当該地域にはイヌワシをはじめとする多くの鳥獣が生息している。
- 狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第917号

昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。  
平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー一部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

出羽三森鳥獣保護区は、舞鶴山、八幡山及び越王山からなり、天童市の市街地に隣接し、神社・史跡等が存在する多くの市民が訪れるエリアで、地元小学校の自然観察学習の場としても利用されており、身近な鳥類等とのふれあいの場として重要な地域である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第918号

昭和47年10月県告示第1598号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。  
平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改める。

第3項中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改める。

第4項第2号を次のように改める。

(2) 鳥獣保護区の指定目的

東根鳥獣保護区は、白鷹町の南東部に位置し南陽市と長井市に隣接しており、最上川と鷹戸屋山に挟まれた区域である。植生はスギ人工林を主体とする針葉樹林が多く、コナラ等の広葉樹林のほか、池沼、田畑等も混在し、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣の良好な生息地となっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第919号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大井沢鳥獣保護区は、寒河江川右岸の金池山の西側に位置する急峻な地形をもつ地域で、尾根付近はブナ・チシマザサの群落のほか、キタゴヨウやクロベ等が混在し、中・低標高地はブナ・ミズナラ群落及びスギ植林地、川沿いはヤナギ高木群落と非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類やイヌワシをはじめとする多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第920号

昭和60年10月県告示第1300号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

千歳山鳥獣保護区は、山形市の市街地に隣接しており、古くより阿古耶姫の伝説「阿古耶の松」の千歳山として広く親しまれるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。地域内では、身近な鳥獣に加え、ニホンカモシカも目撃されるなど、自然とのふれあいの場として重要な地域である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第2項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

大蔵鳥獣保護区は、銅山川と祓川の上に位置する1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、多くの沢が入り込み、変化に富んだ地形である。植生は大半がブナ・チシマザサ群落、ブナ・ミズナラ群落で、一部キタゴヨウ・クロベ群落やヒメヤシャブシ・タニウツギ群落の見られる天然広葉樹林となっている。クマタカ等猛禽類の生息が確認されているほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣にとって良好な生息環境である。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護

区として指定する必要がある。

第3項第2号中「文化環境部環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号中「平成17年11月1日から平成27年10月31日まで」を「平成27年11月1日から平成37年10月31日まで」に改め、同項第4号ロを次のように改める。

ロ 鳥獣保護区の指定目的

田麦俣鳥獣保護区は、梵字川流域に位置し、大部分が磐梯朝日国立公園（出羽三山朝日地域）に含まれ、渓谷が複雑に入り込んだ急峻な地形が続いている。ブナ・チシマザサ群落やヒメヤシブシータニウツギ群落等の自然植生が中心であるが、一部地域には、伐跡群落やブナ・ミズナラ群落やスギ植林地等も拡がり、非常に変化に富んだ植生になっている。このような自然環境から、当該地域にはイヌワシをはじめとする多くの鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

山形県告示第921号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
い し い 医 院	山形市富の中四丁目1番27号	平成27. 10. 1
橋内科循環器内科クリニック	山形市北山形二丁目5番43号	同

山形県告示第922号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
つちや歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東置賜郡高島町大字高島422番地7	平成27. 6. 1
アイン薬局 天童店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	天童市鎌田一丁目6番8号	同 9. 1

山形県告示第923号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成27年10月20日次のとおり通知があった。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成27年11月6日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
庄内医療生活協同組合 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同
庄内医療生活協同組合 鶴岡協立病院附属クリニック	同 11番3号
庄内医療生活協同組合 本部	同 双葉町13番45号
庄内医療生活協同組合 総合介護センターふたば	同
庄内医療生活協同組合 協立ショートステイセンターふたば	同 日枝字海老島64番地
庄内医療生活協同組合 訪問看護ステーションきずな	同 159番地1
庄内医療生活協同組合 協立歯科クリニック	同
庄内医療生活協同組合 鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
庄内医療生活協同組合 サポートセンターあさひ	同 熊出字日鏡31番地3
庄内医療生活協同組合 協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
庄内医療生活協同組合 協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	鶴岡市民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同
社会福祉法人山形虹の会 デイサービスかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同 99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	酒田市中町三丁目3番18号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同
医療法人健友会	

介護予防特化型通所介護あゆみ	同	
医療法人健友会 のぞみ診療所	同	4番12号
医療法人健友会 本間病院	同	5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院酒田医療センター	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 至誠堂ホームヘルパーステーション	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会 適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会		

上山病院

上山市金谷字下河原1370番地

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第924号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字三郷字前山乙2097-1、乙2097-7から乙2097-10まで、乙2098-1（次の図に示す部分に限る。）、乙2099-1

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第925号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字川ノ内字沢内山667-1から667-3まで、667-5、667-6

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢内山667-1・667-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第926号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東根市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東根市（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び東根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第927号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市、東田川郡庄内町、最上郡大蔵村及び同郡戸沢村
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年10月3日から平成28年3月11日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ）

**山形県告示第928号**

次の開発行為は、完了した。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年9月30日 指令村総建第206号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
  - 第2工区  
西村山郡朝日町大字和合字北又2690番2の一部、2692番2の一部、2725番1の一部、2725番2の一部、2725番3の一部、2736番2の一部、2736番3の一部、2793番の一部、2795番の一部、2796番の一部、2786番の一部
  - 第3工区  
西村山郡朝日町大字和合字北又2723番の一部、2725番1の一部、2724番の一部、2785番の一部、2787番の一部、2793番の一部、2794番の一部、2795番の一部、2796番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西村山郡朝日町大字宮宿1115  
朝日町長 鈴木浩幸

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年10月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県米沢市第五支部	渋 間 佳寿美	谷 中 拓 也	米沢市川井2362	平成 27. 1. 9

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日
加藤鮎子酒田鮑海地区後援会	前 田 直 之	皆 川 友 宏	酒田市亀ヶ崎3丁目7番7号	角田鮎子、衆議院議員	平成 27. 8. 26

#### 3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
丸山いたる後援会	丸 山 至	五十嵐 龍 一	酒田市光ヶ丘1丁目4-27	平成 27. 8. 10
山形県土地改良政治連盟	村 上 誠	東海林 廣 幸	山形市あさひ町16-21	同 9. 8
山形県介護政治連盟	高 梨 正 章	砂 押 哲 也	山形市小荷駄町12番46号	同 9. 16

#### 山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年10月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
維新の党参議院山形県選挙区第1支部	川 野 裕 章	政治団体の名称	維新の党参議院山形県選挙区第1支部	維新の党衆議院山形県第2選挙区支部	平成 27. 2. 17
		公職の種類（第1号）	参 議 院 議 員	衆 議 院 議 員	



自由民主党鶴岡支部	吉田義彦	代表者の氏名	吉田義彦	飯野準治	同 7.4
		会計責任者の氏名	佐藤久樹	佐藤聡	
自由民主党山形県LPガス支部	大場正仁	主たる事務所の所在地	山形市あこや町一丁目2番12号	山形市旅籠町三丁目3番36号	同 8.12
		会計責任者の氏名	椎名節雄	高橋雅光	
日本共産党酒田地区委員会	齋藤周	代表者の氏名	齋藤周	元木章	同 8.23
自由民主党寒河江支部	小野幸作	会計責任者の氏名	伊藤正彦	杉沼孝司	同 9.5
自由民主党藤島支部	齋藤久	主たる事務所の所在地	鶴岡市宝徳字西鴨田12	鶴岡市川尻上の前59	同 10.5
		代表者の氏名	齋藤久	高橋徳雄	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
青木彰榮後援会	青木彰榮	政治団体の名称	青木彰榮後援会	青木彰榮後援会	平成 26.10.24
		代表者の氏名	青木彰榮	中川巳之助	
佐藤ひろゆき後援会	小林康一	会計責任者の氏名	菅原竹雄	坂本清一	同 27.1.18
鈴木あきお後援会 耕援隊	後藤英夫	代表者の氏名	後藤英夫	佐藤秀司	同 4.1
中川勝後援会「米沢創生の会」	中川勝	政治団体の名称	中川勝後援会「米沢創生の会」	中川勝後援会	同 7.1
山形県税理士政治連盟	池田孝司	代表者の氏名	池田孝司	信夫隆男	同 7.17
丸山いたる後援会	丸山至	主たる事務所の所在地	酒田市二番町6-4	酒田市光ヶ丘1丁目4-27	同 9.11

山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年10月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県米沢市第四支部	中川勝	平成27.4.29

自由民主党山形県西置賜郡第一支部	小池克敏	平成27. 8. 18
------------------	------	-------------

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐藤あきら後援会	佐藤三喜夫	平成26. 6. 30
舟山やすえを支援する会飯豊支部	那須絹子	平成26. 11. 30
塩田秀雄後援会連合会	和田廣	平成26. 12. 31
齋藤弥輔後援会	齋藤弥輔	平成26. 12. 31
大道寺信後援会	大道寺信	平成27. 3. 21
黒沢いわお後援会	工藤正彦	平成27. 6. 14
小池かつとし小国町後援会	小池泰男	平成27. 7. 11
小松善雄後援会	堀越重助	平成27. 7. 18
酒田地区加藤紘一後援会	渡部佐界	平成27. 7. 26
なす良太後援会	伊藤弘也	平成27. 7. 30
高橋忠後援会	高橋新一	平成27. 7. 31
船山清一後援会「あおぞら」	小松茂雄	平成27. 8. 5
西置賜元気会	小池克敏	平成27. 8. 17
大木寛を育てる会	青野良則	平成27. 8. 31
高橋孝夫後援会	竹田功	平成27. 9. 1
青海川まさのぶ後援会	遠藤勇夫	平成27. 9. 1
本間まさみ後援会	本間清和	平成27. 9. 11
尾花沢の未来を考える会	山田輝	平成27. 9. 17
山形を元気にする会	阿相武憲	平成27. 9. 18
金としひろ後援会	金利寛	平成27. 9. 28
山田ひかる後援会	山田輝	平成27. 9. 30

## 山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年10月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青 木 彰 榮	山形県議会議員	青木彰榮後援会	西置賜郡白鷹町大字山口4001-5	平成26. 10. 28
丸 山 至	酒 田 市 長	丸山いたる後援会	酒田市光ケ丘1丁目4-27	同 27. 8. 10

## 山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成27年10月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
中 川 勝	中川勝後援会「米沢創生の会」	政治団体の名称	中川勝後援会「米沢創生の会」	中川勝後援会	平成27. 7. 1
丸 山 至	丸山いたる後援会	主たる事務所の所在地	酒田市二番町6-4	酒田市光ケ丘1丁目4-27	同 9. 11

## 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成27年10月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大 道 寺 信	大道寺信後援会	平成27. 3. 21
小 池 克 敏	西置賜元気会	同 8. 17
金 利 寛	金としひろ後援会	同 9. 28
山 田 輝	山田ひかる後援会	同 9. 30

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、防災情報システム機器の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成27年11月19日（木） 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 防災情報システム機器 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年1月5日（火）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年11月9日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Disaster prevention information system: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. November 19, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン他通信機器の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成27年11月19日（木）午後2時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 ノート型パソコン他通信機器 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成28年1月5日（火）

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年11月9日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook personal computers and other network systems: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:30 P.M. November 19, 2015
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県漁業実習船「鳥海丸」第2回定期検査受検手続及び上架整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年10月30日

山形県立加茂水産高等学校長 佐藤 淳

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市加茂字大崩595 山形県立加茂水産高等学校会議室（2階）
- (2) 日 時 平成27年12月8日（火） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県漁業実習船「鳥海丸」第2回定期検査受検手続及び上架整備業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 平成28年1月22日（金）
- (4) 履行場所 落札者保有ドック施設内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市加茂字大崩595 山形県立加茂水産高等学校事務室 電話番号0235(33)3031
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立加茂水産高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を平成27年11月24日（火）午後4時までに山形県立加茂水産高等学校事務室に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Maintenance and Standard inspection of the Yamagata prefectural fisheries training ship “Chokaimaru”: 1

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. December 8, 2015

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Kamo Fisheries Senior High School, 595 Okuzure Kamo, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-1204 Japan TEL 0235 (33) 3031

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成27. 10. 23	第2691号	1323	下から14	平成26年	平成27年